

これが年末手当の5%「カット理由」だ！！

皆さん！連日連夜、寒い中での厳しい作業、大変ご苦労様です。

私たちの分会組合員4名の、2011年12月支給の年末手当の理不尽極まる不当な5%「カット理由」を、会社は1月20日の苦情処理会議で明らかにしました。

当該組合員が苦情処理委員に聞いた「カット理由」は、それぞれ3点だけを明らかにしたようで、なんと以下のようなものでした。

《A組合員のカット理由》

- ① 5月頃、仕業検査チェックシートの記入を誤った。
- ② 7月頃、仕業検査において、パンタグラフの風防カバーの検査を怠った。
- ③ 9月頃、仕業検査において、前頭排障装置の検査を怠った。

《B組合員のカット理由》

- ① 4月頃、仕業検査において、EGS投入前に断路器「切」の確認を怠った。
- ② 4月頃、仕業検査のパンタグラフ検査後の確認において、チェックシートとの照合を怠った。
- ③ 8月頃、仕業検査において、検査項目である標識灯の確認を怠った。

《C組合員のカット理由》

- ① 5月頃、仕業検査において、T型分岐ケーブルヘッドの検査を怠った。
- ② 7月頃、作業実績書の記入を誤った。(項目内容)
- ③ 8月頃、仕業検査において、補助排障装置の検査を怠った。

《D組合員のカット理由》

- ① 4月頃、仕業検査時、ヘルメットを未着用であった。(運転台)
- ② 4月頃、仕業検査において、ワイパーの検査を怠った。
- ③ 7月頃、仕業検査において、EGS関係検査の手順を誤った。

すべてボーナスをカットするための「口実」にすぎませんが、会社の苦情処理委員は、管理者がその場で「指摘」し検査は完了していると言ったそうです。

要するに、日頃からの管理者の点検と称する行為は、ボーナスをカットするための「指摘」が目的で、その際の点検報告で恣意的なボーナスカットが行われたのです。

真面目に仕事を行っていても、ボーナスを5回カットされると、60才の定年退職後の専任社員を希望しても再雇用されず実質的な首切りとなってしまいます。

職場で一生懸命に働いている労働者が報われない会社・職場にしないように働く者が主人公となるようにJR東海労大阪仕業検査車両所分会は取り組んでいきます。

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会 (1月24日)